

「議会基本条例第7条パブリックコメント」正副委員長案

● 取扱い基準

1 次に掲げる要件を全て満たすものをパブリックコメントの対象として取り扱うものとする。

- (1) 2名以上の議員又は委員会の提出によるもの
- (2) 条文形式が整っていること
- (3) 法令との整合性があること
- (4) 目的・背景・制度内容・合理的必要性が説明されていること

2 前規定にかかわらず、次に掲げるものは取り扱わないものとする。

- (1) 思想、良心、信教、学問、集会、結社、若しくは表現の自由を損ねるおそれのある記載があるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのある記載があるもの
- (3) 特定個人又は団体に関して不当な言及と捉えられる記載があるもの
- (4) 特定個人・団体への利益誘導を目的とするもの
- (5) 特定の主義や思想、極端な主張に偏ったもの
- (6) 市民に誤解、誤認を与える表現があるもの
- (7) 議会運営委員会で取扱いを協議してから一年を経過していない、同趣旨の条例案で状況の変化が認められないもの
- (8) その他、議会運営委員会の協議において適当でないと決定したもの

3 議会の組織や運営に関する内容を内容とする条例については、1の規定にかかわらず、委員会又は議会の総意又は決定により取り扱うものとする。